

概要版

# 宇和島市障がい者計画・ 障がい福祉計画（第5期） 案



平成 30 年 3 月

宇和島市

# 1 計画策定の基本的な考え方

## 計画策定の背景と趣旨

宇和島市（以下、本市という。）では、平成 18（2006）年度に障害福祉サービスの充実をめざして「第 1 期宇和島市障害福祉計画」を、平成 20（2008）年度に『～安心してうわじまで暮らせる、自立と共生のまちへ～』を基本理念とした「宇和島市障害者計画」を策定して、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も、国の障がい者施策の制度改革等を踏まえながら、平成 21（2009）年度に「第 2 期宇和島市障害福祉計画」を、平成 24（2012）年度に「第 3 期宇和島市障害福祉計画」を策定、平成 27（2015）年度には、第 3 期までの「障害福祉計画」における施策を評価・検証し、より本市の実情に応じた「宇和島市障害福祉計画（第 4 期）」を策定し、『うわじま ノーマライゼーションプラン』を基本理念として、障がいのある人や障がい福祉に関する取り組みを進めてきました。また、平成 27（2015）年度には、本市の障がいのある人に関する施策の基本的な事項を定める「宇和島市障害者計画」を策定しています。

この度、「宇和島市障害福祉計画（第 4 期）」が計画期間終了を迎えることや、国の制度改革、本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第 5 期）」（以下、本計画という。）を策定することとしました。なお、本計画では「宇和島市障がい児福祉計画（第 1 期）」も一体的に策定しています。

## 計画の位置づけと期間

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

また、本計画の計画期間は、「障がい者計画」は平成 27（2015）年度から平成 32（2020）年度までの 6 年間、「障がい福祉計画（第 5 期）」、「障がい児福祉計画（第 1 期）」は平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
障がい者計画		第 1 期			第 2 期	
障がい福祉計画		第 4 期			第 5 期	
障がい児福祉計画					第 1 期	

## 2 計画の基本理念

本市の障がい福祉計画では、「第1期障害福祉計画」において定めた基本理念『うわじまノーマライゼーションプラン』を継承し、障がい福祉を推進してきました。本計画においても、この基本理念を引き続き掲げ、計画を推進します。



### うわじまノーマライゼーションプラン

本市は、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して地域で暮らすことのできる社会、自分らしく暮らすことのできる社会をめざします。

視点  
計画の

- ◆地域共生のまちづくりの推進
- ◆障がいの特性を踏まえた総合的かつきめ細かな支援の展開
- ◆市民参加と協働の推進

## 3 障がい者計画

基本目標  
1

### 差別解消・権利擁護の推進



障がいのある人への偏見や差別をなくし、相互理解と人権尊重の意識の啓発を図ります。

(1) 広報・啓発活動の充実

障がい・障がい者理解の促進

◇障がい者マークの普及 など

広報・啓発活動の推進

◇諸行事の市民への啓発 など

(2) 交流・ふれあいの推進

地域での交流活動の支援

◇障がい者団体等への活動支援 など

(3) 福祉教育等の推進

福祉教育の推進

◇教育現場における福祉教育の推進 など

(4) 権利擁護の推進

権利擁護の推進

◇成年後見制度利用支援 など

(5) 行政サービス等における配慮

行政サービス等における配慮の促進

◇選挙における配慮の推進 など

基本目標  
2

地域生活支援の充実

障がいのある人の自立促進と家族の負担の軽減を図ることができるよう、福祉サービスの充実及び地域における生活基盤の整備等に取り組みます。

(1) 障害福祉サービス等の充実



福祉サービスの充実

◇介護保険制度との連携の推進 など

地域移行の促進

◇社会生活技能を高めるための支援 など

自立支援協議会の充実

◇自立支援協議会の機能強化 など

スポーツ活動の推進

◇障がい者スポーツ大会等への参加促進 など

(2) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進

文化芸術活動の推進

◇文化芸術活動の充実 など

(3) 地域福祉活動の推進

地域福祉活動の支援

◇地域福祉活動への支援 など

ボランティアの育成と支援

◇ボランティア活動の促進 など

(4) 相談支援体制の充実

相談支援体制の充実

◇障がい者相談員のネットワークの推進 など

基本目標  
3

保健・医療の充実



障がいの原因となる疾病の予防・障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、必要な保健・医療等のサービスが適切に受けられるための連携体制等の環境整備を推進します。

(1) 保健サービスや医療体制の充実

保健サービスの充実

◇障がいの発生予防に関する知識の普及 など

医療体制の充実

◇適切な保健・医療サービスの提供 など

(2) 精神保健福祉対策の推進

精神保健福祉対策の推進

◇相談支援体制の充実 など

(3) 難病に関する施策の充実

難病に関する施策の充実

◇難病患者の個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実 など

基本目標  
4

療育・保育・教育の充実

子どもの健やかな成長・発達のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。

(1) 療育・保育の充実

療育体制の整備

◇障がい児保育等の療育の場の確保 など

発達障がいの早期発見と支援

◇ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供 など

(2) 教育環境の充実

教育環境の充実

◇障がいの特性に応じた教育の推進 など



基本目標  
5

雇用・就労の充実

障がいのある人が、自分の力を発揮し生きがいを持って生活できるよう、就労を支援する体制整備とともに経済的見に向けた支援の充実に取り組みます。

(1) 雇用の場の拡大

障がい者雇用への理解促進

◇障がい者雇用に関する制度等についての周知 など

雇用・就労支援と定着支援

◇就業に向けた適切な支援の充実 など

(2) 総合的な支援施策の推進

福祉的就労の支援

◇福祉施設から一般就労への移行促進 など



障がいのある人の社会参加を促進するまちづくりや、災害等から安心・安全な暮らしを守る仕組みづくりを推進します。

(1)ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進



**住環境の整備**

◇障がい等の居住の確保 など

**公共施設のバリアフリー化**

◇関連施設のバリアフリー化の推進 など

**福祉のまちづくりの普及・促進**

◇障がいの有無に関わらず共に暮らし、支え合う環境等の整備 など

**防災対策等の推進**

◇避難援助体制の確立及び自主防災体制の確立 など

**消費者トラブルの防止**

◇消費者トラブルの防止と支援 など

(2)防災・防犯への対応

**交通安全の促進**

◇交通安全市民運動等の推進 など

(3)移動手段の確保と外出支援

**外出しやすいまちづくり**

◇障がい者にやさしい通行空間の確保 など

**外出の支援**

◇移動手段の確保の推進 など

(4)情報アクセシビリティの向上

**情報提供の充実**

◇情報提供体制の充実 など

**情報保障の充実**

◇障がい特性に対応した情報提供の充実 など



# 4 障がい福祉計画

## 平成 32（2020）年度の数値目標



### ○ 施設入所者の地域生活移行者数

指 標		基準値	目標値
地域移行者数	平成 28 年度末の施設入所者のうち 9%以上が地域生活に移行	174 人	4 人
施設入所者数	平成 28 年度末実績から 2%以上削減	174 人	170 人

### ○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

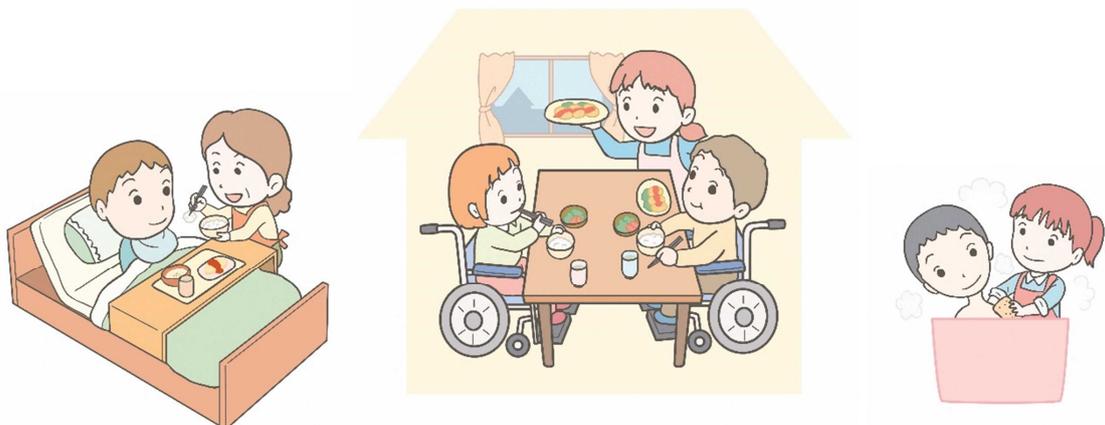
指 標		基準値	目標値
協議の場の設置数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	0 か所	1 か所

### ○ 地域生活支援拠点等の整備

指 標		基準値	目標値
地域生活支援拠点等のか所数	各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備	0 か所	1 か所

### ○ 福祉施設から一般就労への移行

指 標		基準値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を平成 28 年度末の 1.5 倍	5 人	8 人
就労移行支援の利用者数	平成 28 年度末の 2 割以上増加	12 人	15 人



## 5 障がい児福祉計画

### 平成 32（2020）年度の数値目標

#### ○ 障がい児支援の提供体制の整備等

指 標		目 標
児童発達支援センターの設置	各市町村に少なくとも1か所設置	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	各市町村で体制を構築	1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村に少なくとも1か所確保	3か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	各都道府県、各圏域、各市町村に平成 30（2020）年度末までに設置	1か所

## 6 計画の推進体制

### 市民・地域への周知・情報伝達

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な活動が重要であることから、関係課との連携のもと、重点的な広報を行います。

### 団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障がい福祉施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等、様々な主体との連携が必要です。社会福祉協議会、民生委員児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所（ハローワーク）等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

**宇和島市障がい基本計画・障がい福祉計画（第5期）**  
**【概要版】**

---

発行年月：平成30年3月

発行：宇和島市

編集：宇和島市 保健福祉部 福祉課 障害福祉係

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

T E L: 0895-24-1111

F A X: 0895-24-1160

---